

佐賀県告示第二百四十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨通知があった。

平成二十二年七月九日

佐賀県知事 古 川 康

一(一) 保安林予定森林の所在場所

伊万里市大川町山口字米ノ山三四一九、三四二〇、三四二一、三四二二の
一、三四二三の一、三四二三の三、三四二四から三四二六まで、三四二
八、三四三二、三四三三の一、三四三三の三、三四三四の一、三四三四の
二、三四三八、三四三九の一、三四三九の五、三四四〇の一、三四四二の
一、三四四二の二、三四四二の六、三四四三の一、三四四三の五、三四四
六の一、三四四六の四、三四四七の一、三四五〇、三四五二の二、三四五
三、三四五四の一、三四六九の一、三四六九の二、三四七〇の一、三四七
二、三四七三、三四七七、三四七九、三四八〇、三四八二、三四八四、三
四八五の二、三四八七の一、三四九二、三四九六、三四九七の一、三四九
八の二、三四九九、三五〇一の一、三五〇一の三、三五〇三の一、三五〇
四の六、三五〇八の一、三五〇八の三、三五一〇の三、三五一八の一、三
五二〇、三五二一、三五二三の一、三五二三の三、三五二四、三五二九の
一、三五三〇の一、三五三一の一、三五三二の一、三五三二の四、字横平
三五九〇の一〇から三五九〇の一二まで、三五九〇の一四

(二) 指定の目的

水源のかん養

(三) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を佐賀県県土づくり本部森林整備課及び伊万里市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

二(一) 保安林予定森林の所在場所

伊万里市大川町川西字峰二二五二の一、二二五二の二、二二五三の一

(二) 指定の目的

水源のかん養

(三) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を佐賀県県土づくり本部森林整備課及び伊万里市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

三(一) 保安林予定森林の所在場所

伊万里市東山代町滝川内字山崎古場二八一六の五、二八一九の一、二八

二四の二、二八二七の三、二八二七の五、二八二七の六、二八二八の三、

二八二八の四、二八二八の一、二八二八の二、二八二九、二八三五の

三

(二) 指定の目的

水源のかん養

(三) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県県土づくり本部森林整備課及び伊万里市役所に備え置いて縦覧に供する。)

四(一) 保安林予定森林の所在場所

伊万里市脇田町字土ノ元二二〇二の一、二二〇二の三、二二〇四の一、二二〇六の一、二二〇六の四、二二〇九の一

(二) 指定の目的

土砂の流出の防備

(三) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

る。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県県土づくり本部森林整備課及び伊万里市役所に備え置いて縦覧に供する。）